

大使館からのお知らせ（ポーランド国内の制限の期限延長について（４月２４日））

<ポイント>

- 国際旅客機の着陸禁止措置の５月９日（土）までの期限延長について
- 教育機関の閉鎖措置の５月２４日（日）までの期限延長等について

本日判明しました、ポーランド国内の現在執られている新型コロナウイルス感染拡大防止措置の期限延長につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

１ 国際旅客機の着陸禁止措置の期限延長

昨２３日付内閣令にて、国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止措置が５月９日（土）まで延長されました。なお、自国民の帰国を目的として、ポーランド政府及び外国政府の指示により運行されるチャーター便のほか、個人及び法人の指示により運行される定員１５名以下のチャーター便が同措置の例外となっています。

２ 教育機関の閉鎖措置の期限延長

本２４日、ピョントコフスキ国民教育大臣及びムルゼク科学・高等教育大臣の合同記者会見において、保育園、幼稚園、学校及び大学の閉鎖期限を少なくとも５月２４日（日）まで延長すると発表されました。また、ピョントコフスキ大臣は、全国統一で実施される中学課程の修了試験の実施日を６月１６日～１８日、高校課程の修了試験の実施日を６月８日～２９日とし、本年の試験では口頭試験は行わず、筆記試験のみ実施すると発表しました。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：＋４８ ２２ ６９６ ５００５

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（＋48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆ＨＰ：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html